

各愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員殿

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 愛知県知事

**「まん延防止等重点措置」適用にあたり「県民・事業者へのメッセージ」
及び「愛知県まん延防止等重点措置」の発出について(通知)**

昨日、国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項に基づき、愛知県始め7都道府県に対し、「まん延防止等重点措置」が適用されたことを受け、「県民・事業者へのメッセージ」を発出するとともに、国の基本的対処方針に基づき、本県として講じる対策として、「愛知県まん延防止等重点措置」の実施を決定しましたので通知します。

重点措置を講じるべき対象区域については、人口 10 万人あたりの新規陽性者数の1週間合計人数※がステージⅢ以上の 14 市町とします。(詳細は別紙のとおり)なお、対象区域の見直しについては、今後、感染状況を踏まえて総合的に判断します。

については、貴所属職員に周知徹底を図り、本県のまん延防止等重点措置を推進するとともに、住民、事業者、関係諸団体等に周知し、協力を呼び掛けるなど、引き続き、感染拡大の防止に全力をあげるようお願いします。

※ 緊急事態宣言が延長された6月1日から 16 日分を合計し1週間あたりに換算した人数

<添付文書>

- 別紙1 愛知県まん延防止等重点措置の対象区域について
- 別紙2 愛知県まん延防止等重点措置本文

<県WEBページ掲載箇所>

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

(連絡問合せ先)

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部
特措法対策チーム

防災安全局防災部防災危機管理課

政策・企画グループ

内線 2508・2509

ダイヤルイン 052-954-6191

FAX 052-954-6911

E-mail bosai@pref.aichi.lg.jp